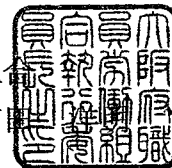


2017年 2月13日

大阪府知事
松井 一郎 様

大阪府職員労働組合
執行委員長 有田



府職労2017年度要求書

【1】 労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。なお、労働条件等の改変にあたっては、合意を前提に十分な協議を行うこと。府市統合関連等で議論される事項の内、労働条件に関わる事項については事前に十分な協議を行うこと。

【2】 賃金に関する要求

- ① 職員の生活実態をふまえ賃金引き上げを実施すること。府労組連要求に基づき賃金・諸手当を抜本的に改善し、大幅な賃金の引上げを行うこと。
- ② 自立して生活できる初任給をはじめ、青年層の大幅賃上げを行うこと。
- ③ 府関係職場に働くすべての労働者の賃金を「時給150円以上」引上げ、「月額2万円以上」引上げ、基本賃金を「時間給1,000円以上」「日額8,000円以上」「月額170,000円以上」にすること。
- ④ 人事評価制度の目的につながらない相対評価は、直ちに中止し、客観的基準にもとづく公平・公正な制度へと抜本的に見直すべきである。評価結果の賃金リンクは直ちに撤回すること。
- ⑤ これまでの給与制度改悪や賃金抑制、特例減額などによって引下げた賃金水準を回復すること。また、行政職2級・3級の最高号給への滞留の解消、昇任・昇格による「7つの格差」（1：同一採用条件下の格差、2：採用年度による格差、3：学歴による格差、4：職種間の格差、5：部局間、本庁・出先間の格差、6：男女間の格差、7：組合役員に対する差別）を解消し、公正・公平で誰もが納得できる昇任・昇格制度に改善するなど、賃金制度を抜本的に改善すること。
- ⑥ 年度途中で採用される職員に対し、採用日にかかわらず実費交通費を支給すること。
- ⑦ オンコール手当の新設など、業務や職場の実態に応じた特殊勤務手当を支給・拡充すること。廃止した特殊勤務手当を元に戻すとともに税務手当、放射線取扱手当及び子ども家庭センター職員に支給される諸手当を調整額に移行すること。
- ⑧ 一時金の職務段階別加算を廃止し、すべての職員に一律加算すること。
- ⑨ 育児休業、介護休業手当金は取得期間の全期間を当局責任で保障すること。
- ⑩ 現業職員の初任給と昇格基準を改善するとともに、行政職給料表を適用すること。
- ⑪ 非常勤職員の継続雇用や賃金引上げなど、非正規職員の労働条件を改善し、均等待遇をはかること。また、予算を理由にした勤務時間削減など、実質賃金を低下させないこと。

- ⑫ 専門職（少数職種を含む）における主査・課長補佐級の任用制度を改善するなど、職員が働きがいを持って十分に能力を発揮し、安心して職務に専念できる労働条件を整備すること。

【3】労働時間短縮等に関する要求

- ① 1日の勤務時間を拘束8時間（実働7時間、週35時間）とすること。
- ② 府民サービスの低下や職場に混乱を持ち込み、時間外勤務の増加につながる「二部勤務制」を中止するなど、時間外勤務・恒常的残業の解消をはかること。
- ③ 時間外勤務は、原則として一日2時間、一週5時間、年間120時間の上限規制とすること。当面は、当局が設定した年間360時間の上限規制を厳守すること。
- ④ 「勤務時間の割振り変更」を中止すること。また、割振り変更する場合は、職員からの申し出を徹底するとともに、いわゆるサービス残業が発生することのないよう周知すること。
- ⑤ 年次有給休暇を完全に取得できる体制の確保や交代制勤務職場の懸案問題（土日を含む連続休暇、休憩時間、諸権利行使、休日の代休保障など）の解決など、労働条件を改善すること。
- ⑥ 通勤時間は1時間以内とし、人事異動の内示は一週間前に行い、本人希望や保育要件、本人や家族の健康状態への配慮、昇任を理由にした遠距離通勤を強制しないなど、労働条件の整備を図ること。

【4】働きやすい職場環境の改善等に関する要求

- ① 職員が健康で安心して働き、府民サービスを向上させるため、業務量や職場実態に見合う必要な人員増と定数配置を行うなど、労働条件改善のため必要な措置を講ずること。
- ② 同一職場内で働く職員の労働条件に密接に関係していることから、恒常的な業務を行っている非常勤職員の正規職員化など、職場環境改善のため必要な措置を講ずること。
- ③ 年次休暇の取得や母性保護を守る生理休暇など、権利行使ができる職場環境をつくること。
- ④ 年度途中の欠員を直ちに解消するなど、長時間過密労働を生じさせないよう必要な措置を講ずること。
- ⑤ 産前産後休暇や育児休業、介護休暇など長期欠勤・休職の代替措置は、年度途中であっても正職員を配置するなど、誰もが安心して働き続けられるよう職場環境を改善すること。
- ⑥ 障がいを持つ職員が働き続けられるように業務アシスタントを配置するなど、職場環境を改善すること。
- ⑦ 短時間勤務制度は、本人の選択権を保障するとともに、代替措置を行うなど、職場環境改善のため必要な措置を講ずること。また、短時間勤務制度取得中の異動や勤務成績評価での差別などの不利益取り扱い、任期付職員導入など、労働条件を悪化させないこと。
- ⑧ 現業職のやるべき必要な業務は府直営とすること。府民サービス向上と安心して働き続けることができる職場環境を整備すること。

- ⑨ 被服貸与については、作業実態に見合う安全なものとし、機能性と動きやすいものに改善すること。また、業務の必要性に応じて、防寒服を貸与すること。
- ⑩ 新規採用職員への業務に必要な被服は、配属後すみやかに貸与すること。また、非常勤職員も含め貸与対象を拡大すること。

【5】休暇制度等に関する要求

- ① 2010年4月の特別休暇の見直しで廃止された特別休暇を復元すること。子どもの看護休暇をはじめ母性保護や育児や看護等の特別休暇を拡充すること。非常勤職員の特別休暇は正規職員と平等扱いにし、改善・拡充を行うこと。
- ② 子の看護休暇の対象となる子の対象を養育里親制度の里子にも拡大すること。
- ③ 制度の主旨を踏まえ、病気休暇を改善すること。
- ④ 代替要員の確保を行うなど、出産、育児、介護に係る休暇制度を取得しやすい職場環境を整備すること。また、介護を理由に退職することなく、安心して働き続けられる介護休暇制度に改善すること。
- ⑤ 特別養子縁組にかかる監護期間中の子を対象とする育児休業については、対象年齢を6歳まで拡大し、取得期間については特別養子縁組（監護期間・実習期間を含む）を開始してから3年間までとすること。
- ⑥ 次世代育成「大阪府特定事業主行動計画」にもとづき、実効ある具体的な取り組みの推進をはかり、子育てと仕事の両立ができるよう職場環境を改善すること。
- ⑦ 女性活躍推進法にもとづく「特定事業主行動計画」をふまえ、労働条件に関する事項は十分に協議すること。

【6】福利厚生事業および労働安全衛生等に関する要求

- ① 地公法42条に基づく福利厚生事業の拡充をはかること。廃止された福利厚生施設の復活も含めて充実させること。
- ② 定期健康診断については、安上がりの委託ではなく、使用者責任で職員の健康管理体制の充実をはかること。また、職員診療所を復活すること。
- ③ 人間ドックの内容の充実、希望者が全員受診できるよう枠の拡大をはかるとともに、本人の費用負担を軽減すること。55才以上の職員に対する人間ドックの受診要件は、「職免」扱いとし、他年齢職員と平等に取り扱うなど、内容を充実させること。
- ④ 職員の健診結果を注視し、実態把握や原因解明に向けて、職員の健康対策を講じること。出向・派遣職員の健康実態等も把握し対策を講じること。
- ⑤ 非常勤職員を含め50名未満の事務所においても安全衛生委員会を確立するなど、労働安全対策を抜本的に強化すること。
- ⑥ 労働組合も含む第三者委員会を設置するなど、セクハラ、パワハラなどハラスメント防止対策を拡充し、ハラスメントのない働きやすい職場環境と労働条件の改善をはかること。
- ⑦ 脳ドック、ストレスドッグ等の助成を希望する職員全員に拡大すること。定期健康診断において、検査項目に近見視力、歯科検診、骨密度検査を加えること。女性検診を毎

年実施することとし、経過観察を指示された職員は必ず毎年受診の対象とすること。

- ⑧ 大阪府「VDT作業のための労働安全衛生管理基準」にもとづき、職場環境の整備を行うとともに、職員のVDT検診を実施すること。また、机や椅子を「同基準」に適合したものに更新すること。
- ⑨ 府有施設等におけるアスベストによる健康被害について、作業に従事した職員（退職者も含め）の実態を把握し、健康管理のための必要な対策を講じること。
- ⑩ 実効あるメンタルヘルス対策に向けて、精神疾患による休職者の「職場復帰支援プログラム」に基づき、本人の状態など十分考慮して柔軟に対応すること。管理職のメンタルヘルスに関する研修の充実、リハビリ出勤の制度化など、労働条件改善のため必要な措置を講ずること。
- ⑪ ストレスチェックの集団分析結果を、安全衛生委員会などで示し、職場環境改善に生かせるようにすること。

【7】 執務環境等に関する要求

- ① 防災拠点にならない咲洲庁舎から撤退すべきである。現本庁舎の耐震補強整備をすすめる、老朽化した庁舎や執務室の耐震対策など安全衛生の向上をはかり、安心して職務に専念できる職場環境の改善をはかること。
- ② 本庁執務室スペースについては、課ごとに職員・非常勤職員等を算定し、当面「一人5㎡基準」を厳守し、その算定基準に会議室、書架、応接スペース等は含めないこと。
- ③ 職員及び府民の安全を確保するため、耐震基準に満たない施設の耐震補強及び老朽化した出先職場を含む施設を整備すること。また、「福祉のまちづくり条例」にもとづき本庁舎（咲洲庁舎を含む）を改善するなど、執務環境を改善すること。
- ④ 本庁の女子更衣室の改善、男女別休養室を建物ごとに設置すること。また、本館・別館の空調設備や給湯施設、トイレ等の改修・更新をはかること。
- ⑤ 本庁舎のすべての建物とすべての府民センターに食堂を設置すること。
- ⑥ 職員の健康管理のため、本庁及び出先機関において冷暖房運転の期間、時間の延長をはかること。

【8】 専門部等、及び各支部要求についても誠意をもって実現すること。

また、以下のとおり要望します。誠意をもって対応されるよう強く求めます。

【1】 次の事項について、国及び関係機関に働きかけるよう要望します。

- ① 戦争法を廃止すること。憲法9条の精神をないがしろにする集団的自衛権の行使への解釈の変更をやめること。南スーダンから自衛隊を撤退させること。特定秘密保護法を廃止し、国民の表現・言論・知る権利、集会・結社の自由を守ること。憲法9条を守り実行すること。
- ② 消費税の増税は中止し、当面5%にもどすこと。また、大企業・大資本家への減税を

中止し、優遇税制を見直すこと。

- ③ 社会保障制度改革推進法・プログラム法、医療介護綜合法を廃止し、日本国憲法に基づく権利としての社会保障とすること。
- ④ 国内の米軍基地の再編・強化に反対し、普天間基地の無条件撤去を行うこと。辺野古沖への新基地建設を強行しないこと。オスプレイ配備を止め、購入しないこと。
- ⑤ 原発からすみやかに撤退し、「原発ゼロの日本」への工程表を明らかにすること。並行して、自然エネルギー（再生可能エネルギー）の急速な普及をすすめるプログラムを策定すること。
- ⑥ TPPから撤退すること。
- ⑦ カジノ法を廃止すること。
- ⑧ 大企業の乱暴なリストラを抑え、雇用を守るルールを確立するため「解雇規制法」「ブラック企業規制法」を制定するとともに、失業の生活保障と仕事の対策を講じること。「長時間労働規制法」を制定すること。
- ⑨ 「貧困と格差」を解消するため、誰もが人間らしく働けるよう全国一律最低賃金制の法制化と最低賃金の底上げを実施すること。
- ⑩ 「公務員制度改革」の実施にあたって、天下りの禁止など国民の要求に応えたものとし、労働基本権回復などILO勧告を踏まえた国際的到達点に立った制度に改正すること。

【2】大阪府として次の事項を実現するよう要望します。

（1）「大阪府行財政改革推進プラン（案）」について

- ① 「大阪府行財政改革推進プラン（案）」を撤回し、府民生活、福祉、教育の切り捨てを行わず、府民本位の財政再建に取り組み、自治体としての公的責任を果たすこと。
- ② カジノ、リニアやなど、ムダと浪費・不要不急の大型公共事業については、府民本位の立場で徹底した見直しを行って凍結・中止し、福祉・医療・教育など府民が安心して暮らせるよう地方自治体の行財政運営の基本に切り換えること。
- ③ 大阪版「市場化テスト」は撤回し、自治体の役割を根本から否定する自治体業務の民営化や企業参入をやめるとともに、大阪府として公的責任を果たすこと。
- ④ 「公の施設」の指定管理者制度は、利用者の安全や府民サービスの点からも問題があり、府が責任をもって施設管理できる府直営による運営体制に戻すこと。
- ⑤ 「NPO・府民との協働」の名のもとに行政サービスを肩代わりさせ、行政責任を放棄せず、NPOの自主的・自発的活動を支援する取り組みを強化すること。
- ⑥ 出資法人の削減・見直しによるプロパー職員の一方的解雇や労働条件の低下を行わず、当該労組や職員との協議が尽くされるよう、府として責任を果たすこと。

（2）組織・機構について

- ① 行政の自律性を損なうことにつながる特別顧問など外部委員の異常な登用は行わないこと。
- ② もの言わぬ府職員づくりをめざし、公務員を「全体の奉仕者」と定める憲法の規定にも違反する「職員基本条例」、「政治活動制限条例案」、「労使関係条例案」を撤回すること。

と。

- ③ 府立公衆衛生研究所を独立行政法人に移行しないこと。大阪市立環境科学研究所と統廃合しないこと。
- ④ 府立5病院が、今までどおりの高度専門医療・政策医療が継続でき、医療水準を低下させないように、府は運営負担金を減らさず、設置団体としての責任を果たすこと。医師・看護師不足対策とともに不良債務は、府が責任をもって解消すること。府立5病院を府直営にもどすこと。
- ⑤ 大幅な人員削減を前提とした組織機構の改変、府民サービスの低下につながる民間委託や独立行政法人化を行わないこと。
- ⑥ 保健所の医師や保健師、監視員など専門職を確保し、住民の健康要求に応えられるよう保健所機能を拡充強化すること。
- ⑦ 市町村への権限移譲については、十分な検討と予算・体制を保障し行政水準の低下を招くことのないよう府としての責任を果たすこと。
- ⑧ 府有財産の「活用」については、一方的に行わないこと。
- ⑨ ブラック企業を規制し、リストラ規制や雇用対策、中小企業の相談啓発活動を充実するため、労働事務所をはじめ、関係事務所の組織体制の強化をはかること。
- ⑩ 危機管理対策は、大阪府国民保護計画など有事を想定したものでなく、災害に強いまちづくりや住民本位の安全と予防を最優先したものに具体化をはかること。
- ⑪ 人事管理の強化や一部特定団体等のための研修はやめ、憲法と地方自治法にもとづき、住民本位の行政や能力向上、人間的成長に役立つ研修を行うこと。研修の民間委託をやめること。必要な研修については、職員の自己責任ではなく当局責任において実施すること。

(3) 施策について

- ① 大阪府として介護基盤の整備を行うとともに、保険料・利用料の軽減制度を実施する市町村に対して支援すること。
- ② 障がい者の生活実態を把握し、負担軽減の減免措置を行うこと。応益負担の廃止など抜本的な改善を行うこと。
- ③ 公共的要素の強い福祉・教育・医療関係労働者が安心して仕事に専念し働き続けられる賃金水準を確保するため、公民格差是正の保障制度を復活させること。
- ④ 「事務事業評価システム」は、施策に関わるあらゆる事項を府民にわかりやすく情報提供・公開し、府民要求を正しく施策に反映できるシステムとすること。建設事業再評価は、民主的・総合的・科学的に行うとともに、費用対効果で疑問の多い大型プロジェクトは再評価し直すこと。
- ⑤ 大阪府各種医療費助成制度（老人・障がい児者・ひとり親・乳幼児）の改悪は行わないこと。国保の府一元化は行なわないこと。
- ⑥ 府立高校統廃合を行わず、30人学級を行うこと。私学助成制度の改悪は撤回すること。
- ⑦ 府民本位の公共事業推進のため、制限付き一般競争入札の充実、ペナルティ強化などを行い、また透明性を高めるための施策を講じること。

- ⑧ 大阪府における地域包括最賃の改善をはかること。またILO94条約に基づく公契約条例を制定すること。公正な賃金等の確保、適切に処遇するよう指導すること。
- ⑨ 大阪府として独自に雇用と中小企業を支援する緊急対策をはかること。
- ⑩ 大阪経済の再建を図るため、府民の暮らしを守るとともに、「中小企業振興条例」にもとづき、生活密着型の公共事業展開による中小企業への発注率を引上げ、不況対策融資制度の創設など中小企業振興策を充実すること。
- ⑪ 天下り人事を中止するとともに、いわゆる「知事5原則」（天下り人事は好ましくない・抑制に努める・地方自治擁護、住民福祉を低下させない・内部職員との均衡を図る・職員の人材育成に努める）を厳守すること。また、部長は公募ではなく、職員から登用すること。
- ⑫ 大阪府として、非核大阪府宣言を行い、大阪湾への核艦船の入港を認めないこと。
- ⑬ 国際児童文学館については、府議会附帯決議をふまえ、機能を充実させること。図書館については、市場化テストや指定管理制度はやめ、府立図書館としての役割を果たすとともに、府民が利用しやすい施設として充実を図ること。大阪府文化振興条例にもとづき現在の文化施設を充実させ、大阪文化の発展に寄与すること。
- ⑭ 府営住宅の「半減」は行なわず、改善と建設をすすめること。府営住宅の管理は直営に戻すこと。当面各管理センターの人員増等管理体制と機能を充実させること。また、家賃の値上げや家賃減免制度の改悪など府民負担を行わないこと。入居制限を行わないこと。
- ⑮ 建物の耐震強度偽装問題など再発防止に向け、建築確認審査・検査の体制や民間確認検査機関のチェック体制の強化をはかること。また、耐震診断や耐震補強工事に対する補助を行うこと。公の施設についても設計・工事の監理監督・工事検査体制の強化をはかること。
- ⑯ 大阪府の防災対策計画の検証を行うとともに、災害時の避難誘導のあり方、避難場所・施設の検証など行うこと。また、中・長期的な防災対策のあり方、住民と職員の安全と生命を守るため抜本的に地域防災計画を見直し、その対策づくりを早急に策定すること。
- ⑰ 第3次救命救急体制の整備予算の削減を中止し、泉州救命救急センターと中河内救命救急センターは大阪府の責任で運営すること。また、運営負担金を復活して強化すること指定管理者制度の破たんや問題事例などふまえた総務省「指定管理者制度の見直し」を通知にもとづき、「公の施設」を府立直営に戻すこと。